

○総務省令第十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許
手続規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十日

総務大臣 石田 真敏

無線局免許手続規則等の一部を改正する省令

（無線局免許手続規則の一部改正）

第一条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正
する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に
対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。
）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

必 用 紙	必 用 紙
<p>別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。</p> <p>[1枚目・2枚目 略]</p>	<p>別表第二号第3 [同左]</p> <p>宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。</p> <p>[1枚目・2枚目 同左]</p>

3枚目

18 無線局の区別		
電波の型式並びに希望する無線波数の範囲及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [J]	
	<input type="checkbox"/> F 2 B ch 70	W
	<input type="checkbox"/> F 3 E	W
	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [X]	
	<input type="checkbox"/> A 3 E	W
	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (40 MHz DSB) の無線設備の機器 [W]	
	<input type="checkbox"/> A 3 E	W
	<input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz SSB) の無線設備の機器 [U]	
	<input type="checkbox"/> J 3 E	W
	<input type="checkbox"/> H 3 E 27524 kHz	W
	<input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz DSB) の無線設備の機器 [V]	
	<input type="checkbox"/> A 3 E	W
	<input type="checkbox"/> 船上通信設備 [I]	
	<input type="checkbox"/> F 3 E ch 15 ch 17	W
	<input type="checkbox"/> F 3 E 457.525 457.55 457.575 MHz	W
	<input type="checkbox"/> F 1 D F 1 E <u>457.515625MHz</u> - 457.584375MHz 及び <u>467.515625MHz</u> - 467.584375MHz 6.25kHz 間隔の 24 波	W
	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> レーダー [G]		
<input type="checkbox"/> P O N 9410 MHz	kW	
<input type="checkbox"/> P O N Q O N V O N 9400 MHz	W	
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 簡易型船舶自動識別装置 [R]		
<input type="checkbox"/> F 1 D 161.5 - 162.025 MHz までの 25kHz 間隔の周波数 22 波	2W	
<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [Y]		
<input type="checkbox"/>	W	
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> その他の設備		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
[20~29 略]		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

3枚目

18 無線局の区別		
電波の型式並びに希望する無線波数の範囲及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [J]	
	<input type="checkbox"/> F 2 B ch 70	W
	<input type="checkbox"/> F 3 E	W
	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [X]	
	<input type="checkbox"/> A 3 E	W
	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (40 MHz DSB) の無線設備の機器 [W]	
	<input type="checkbox"/> A 3 E	W
	<input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz SSB) の無線設備の機器 [U]	
	<input type="checkbox"/> J 3 E	W
	<input type="checkbox"/> H 3 E 27524 kHz	W
	<input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz DSB) の無線設備の機器 [V]	
	<input type="checkbox"/> A 3 E	W
	<input type="checkbox"/> 船上通信設備 [I]	
	<input type="checkbox"/> F 3 E ch 15 ch 17	W
	<input type="checkbox"/> F 3 E 457.525 457.55 457.575 MHz	W
	<input type="checkbox"/> F 1 D F 1 E <u>457.51625MHz</u> - 457.584375MHz 及び <u>467.51625MHz</u> - 467.584375MHz 6.25kHz 間隔の 24 波	W
	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> レーダー [G]		
<input type="checkbox"/> P O N 9410 MHz	kW	
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 簡易型船舶自動識別装置 [R]		
<input type="checkbox"/> F 1 D 161.5 - 162.025 MHz までの 25kHz 間隔の周波数 22 波	2W	
<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [Y]		
<input type="checkbox"/>	W	
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> その他の設備		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
[20~29 同左]		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[4 枚目 略]
[注 1 ～ 40 略]

別表第二号の二第 5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第 4 条、第 12 条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

[1 枚目～ 9 枚目 略]
[注 1 ～ 6 略]

7 6 の欄は、次によること。

[(1)～(3) 略]

(4) 通過帯域幅の欄は、次によること。

[ア～ウ 略]

(5) 雑音温度の欄は、「何 K」のように記載すること。

[8 ～ 41 略]

別表第二号の三第 2 特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。）遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。以下この別表において同じ。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第 4 条、第 12 条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[1 枚目 略]

[4 枚目 同左]
[注 1 ～ 40 同左]

別表第二号の二第 5 [同左]

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

[1 枚目～ 9 枚目 同左]
[注 1 ～ 6 同左]

7 6 の欄は、次によること。

[(1)～(3) 同左]

(4) 通過帯域幅の欄は、次によること。

[ア～ウ 同左]

(4) 雑音温度の欄は、「(何) K」のように記載すること。

[8 ～ 41 同左]

別表第二号の三第 2 [同左]

[1 枚目 同左]

2枚目

長
辺

19 無線局の区別			
電波の型式	周波数	空中線電力	
<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	27MHz 帯 54波	1W	
<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	40MHz 帯 ()	5W	
<input type="checkbox"/> F3E	150MHz 帯 (ch 15-17)	0.8W	
<input type="checkbox"/> F2B	150MHz 帯 (ch 70)	W	
<input type="checkbox"/> F3E	150MHz 帯 ()	W	
<input type="checkbox"/> F1D	161.5 - 162.025MHz 25kHz 間隔の周波数 22波	2W	
<input type="checkbox"/>		W	
<input type="checkbox"/>		W	
<input type="checkbox"/> PON	9410MHz	kW	
<input type="checkbox"/> QON	9350MHz	0.4W	
<input type="checkbox"/> PON <input type="checkbox"/> QON <input type="checkbox"/> VON	9400MHz	W	
<input type="checkbox"/> F1D	161.975MHz 162.025MHz	1W	
<input type="checkbox"/> G1B	<input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> 406.031MHz <input type="checkbox"/> 406.037MHz <input type="checkbox"/> 406.04MHz	5W	
<input type="checkbox"/> A3X	<input type="checkbox"/> 121.5MHz	0.05W	
[21~28 略]			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[3枚目 略]

[注1~43 略]

2枚目

長
辺

19 無線局の区別			
電波の型式	周波数	空中線電力	
<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	27MHz 帯 54波	1W	
<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	40MHz 帯 ()	5W	
<input type="checkbox"/> F3E	150MHz 帯 (ch 15-17)	0.8W	
<input type="checkbox"/> F2B	150MHz 帯 (ch 70)	W	
<input type="checkbox"/> F3E	150MHz 帯 ()	W	
<input type="checkbox"/> F1D	161.5 - 162.025MHz 25kHz 間隔の周波数 22波	2W	
<input type="checkbox"/>		W	
<input type="checkbox"/>		W	
<input type="checkbox"/> PON	9410MHz	kW	
<input type="checkbox"/> QON	9350MHz	0.4W	
<input type="checkbox"/> F1D	161.975MHz 162.025MHz	1W	
<input type="checkbox"/> G1B	<input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> 406.031MHz <input type="checkbox"/> 406.037MHz <input type="checkbox"/> 406.04MHz	5W	
<input type="checkbox"/> A3X	<input type="checkbox"/> 121.5MHz	0.05W	
[21~28 同左]			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[3枚目 同左]

[注1~43 同左]

標準 規格 [] 設備 無線局 50°

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(レーダー)</p> <p>第四十八条 船舶に設置する無線航行のためのレーダーは、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 電源投入後、次に掲げる動作ができるものであること。</p> <p>イ 四分以内に完全動作状態(電波を送信し、その受信信号を遅滞なく、かつ、連続的に更新していることが画面に表示される状態をいう。以下同じ。)にすることができるものであること。</p> <p>ロ 完全動作状態から送信準備状態(電源投入状態で機能等は動作可能な状態にあるが、電波の送信及び受信信号の画面表示は停止された状態をいう。以下同じ。)にすることができるものであり、かつ、送信準備状態から一五秒以内に完全動作状態にすることができるものであること。</p> <p>五 電源電圧が交流の場合においては定格電圧の(±)一〇パーセント以内に、直流の場合においては定格電圧の(±)三〇パーセントから(一)一〇パーセントまでにおいて変動した場合においても安定に動作するものであること。</p> <p>〔六〕八 略〕</p> <p>九 船舶が横揺れ又は縦揺れにより一〇度傾斜した場合においても、前号イの(1)から(3)までに掲げる目標が表示されるものであること。</p> <p>十 三 磁帯又は九 磁帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものパルス幅は、次のとおりであること。</p> <p>イ P〇N電波を使用する場合 一・二マイクロ秒以下</p> <p>ロ Q〇N電波を使用する場合 二二マイクロ秒以下</p> <p>十一 三 磁帯又は九 磁帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものの繰返し周波数は、三、〇〇〇ヘルツ(変動率は(±)二五パーセントを超えないこと)を超えないこと。</p> <p>十二 V〇N電波を用いる場合は、それを構成するP〇N電波成分及びQ〇N電波成分の占有周波数帯幅を合算したものが、三GHz帯にあつては一〇〇MHz、九GHz帯にあつては一〇〇MHz以下であること。ただし、P〇N電波成分とQ〇N電波成分の占有周波数帯幅が重複するものにあつては、各電波成分の占有周波数帯幅から重複する周波数の幅を減じた値が、三GHz帯にあつては一〇〇MHz、九GHz帯にあつては一〇〇MHz以下であること。</p> <p>2 船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダーであつて、無線航行のためのものは、前項各号(第四号、第七号ロ及び第八号を除く。)の条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p>	<p>(レーダー)</p> <p>第四十八条 「同上」</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 四分以内に完全に動作するものであり、かつ、一五秒以内に完全に動作することができる状態にあらかじめしておくことができること。</p> <p>五 電源電圧が定格電圧の(±)一〇パーセント以内において変動した場合においても安定に動作するものであること。</p> <p>〔六〕八 同上〕</p> <p>九 その船舶が横に一〇度傾斜した場合においても、前号イの(1)から(3)までに掲げる目標が表示されるものであること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 〔同上〕</p>

一 電源投入後、前項第四号イのほか、完全動作状態から送信準備状態にすることができるものであり、かつ、送信準備状態から五秒以内に完全動作状態にすることができるものであること。

二 前項第七号イの装置は、手動若しくは自動又はその両方の組合せで動作する機能を有するものであること。ただし、海面反射を抑制する機能については、手動及び自動で動作するものであること。

三 前号に規定する機能の動作状態は、明確に、かつ、恒久的に指示器に表示されること。

四 〔略〕

〔削る〕

五 空中線は、次の条件に合致するものであること。

イ 相対する風速が毎秒五一・五メートルの状態においても支障なく動作するものであること。

ロ 方位角三六〇度にわたつて連続して自動的に右旋回転するものであること。

ハ 回転数は、毎分二〇回以上（高速船（船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十八条の三に規定する高速船をいう。）にあつては、毎分四〇回以上）であること。

六 探知性能は、次の条件に合致するものであること。

イ 一〇回の走査のうち少なくとも八回の走査で物標（指示器の表示画面上に表示される海上等の物体をいう。以下この項において同じ。）を表示することができるが、かつ、物標の探知誤り率が一万分の一以下の状態であつて、空中線が海面から一五メートルの高さにある場合において、次に掲げるものを明確に表示することができること。

〔1〕〔5〕 略

ロ 三帯の周波数の電波を使用するレーダーにあつては、イの(1)から(5)までに掲げるもののほか次に掲げる物標を明確に表示することができること。

〔1〕〔4〕 略

〔5〕 「海里の距離における海面からの高さ一メートルの水路標識

ハ 九帯の周波数の電波を使用するレーダーにあつては、次の条件に合致すること。

(1) イの(1)から(5)までに掲げるもののほか、次に掲げる物標を明確に表示することができること。

〔イ〕〔二〕 略

〔ハ〕 「海里の距離における海面からの高さ一メートルの水路標識

〔2〕 略

七 分解能は、クラッタのない状態において次の条件に合致するものであること。

イ 一・五海里以下の距離レンジであつて、選定した距離レンジの十分の六以上の値の位置

一 電源投入後、四分以内に完全に動作するものであり、かつ、一時停止の状態から五秒以内に完全に動作するものであること。

二 指示器は、次の条件に合致するものであること。

イ レーダーを適正に動作させるために必要な信号以外の信号を受信した場合にあつては、当該信号を抑制する機能を有するものであること。

ロ 前項第七号イの装置には、手動及び自動で反射波による不要な表示を減少させる機能を有するものであること。

〔新設〕

三 〔同上〕

四 空中線は、方位角三六〇度にわたつて連続して自動的に毎分二〇回以上回転し、かつ、空中線に対する風速が毎秒五一・五メートルの状態においても支障なく動作すること。

〔新設〕

五 〔同上〕

イ 一〇回の走査のうち少なくとも八回の走査で物標（指示器の表示画面上に表示される海上の物体をいう。以下この項において同じ。）を表示することができるが、かつ、物標の探知誤り率が一万分の一以下の状態であつて、空中線が海面から一五メートルの高さにある場合において、次に掲げるものを明確に表示することができること。

〔1〕〔5〕 同上

ロ 〔同上〕

〔1〕〔4〕 同上

〔新設〕

ハ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔イ〕〔二〕 同上

〔新設〕

〔2〕 同上

六 分解能は、次の条件に合致するものであること。

イ 一・五海里以下の距離レンジであつて、選定した距離レンジの二分の一以上の値の位置

において測定位置から等距離にあり、かつ、方位角二・五度以内にある二の物標を区別して表示できること。

ロ 〇・七五海里以下の距離レンジであつて、選定した距離レンジの二分の一以上の値の位置において同一の方向にあり、かつ、相互に四〇メートル離れた二の物標を区別して表示できること。

八 略

九 略

十 レーダーの性能が「〇デシベル以上低下したことを確認することができる機能を有するもの」であること。

十一 略

略

十六 略

略

別表第二号 (第6条関係)

【第1～第74 略】

第75 2,900MHzから3,100MHzまで及び9,300MHzから9,500MHzまでの周波数の電波を使用する船舶に設置する無線航行のためのレーダー（施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 2,900MHzから3,100MHzまでの周波数を使用するもの 100MHz

2 9,300MHzから9,500MHzまでの周波数を使用するもの 110MHz

別表第三号 (第7条関係)

【1～14 略】

15 無線測位業務を行う無線局の送信設備（基本周波数の平均電力が1Wを超えるもの（9GHz帯船舶用レーダーを除く。）に限る。）の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値（基本周波数が470MHz以下のものを除く。）及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、一次レーダー（決定しようとする位置から反射される無線信号と基準信号との比較を基礎とする無線測位

において測定位置から等距離にあり、かつ、方位角二・五度以内にある二の物標を区別して表示できること。

ロ 一・五海里以下の距離レンジであつて、選定した距離レンジの二分の一以上の値の位置において同一の方向にあり、かつ、相互に四〇メートル離れた二の物標を区別して表示できること。

七 同上

八 同上

九 レーダーの性能が「低下したことを確認することができる機能を有するものであること。

十 略

略

十五 三GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、現用する施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもののパルス幅は、次のとおりであること。

イ P〇N電波を使用する場合 一・ニマイクロ秒以下

ロ Q〇N電波を使用する場合 一二マイクロ秒以下

十六 同上

略

別表第二号 (第6条関係)

【第1～第74 同左】

【新設】

別表第三号 (第7条関係)

【1～14 同左】

15 基本周波数の平均電力が1Wを超える無線測位業務を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値（基本周波数が470MHz以下のものを除く。）及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、一次レーダー（決定しようとする位置から反射される無線信号と基準信号との比較を基礎とする無線測位の設備をいう。）の参照帯域幅及び帯域外領域とスプリア

の設備をいう。)の参照帯域幅及び帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数は、総務大臣が別に告示する値とする。

[表略]

[注 略]

[16～64 略]

ス領域の境界の周波数は、総務大臣が別に告示する値とする。

[表同左]

[注 同左]

[16～64 同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した懸記部分を除く全体に付した傍線は付記される。

(無線機器型式検定規則の一部改正)

第三条 無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

改 正 前

別表第一号 機器の構造及び性能の条件 (第2条関係)

機種	条件
[略]	
船舶に設置する無線航行のためのレーダー	<p>1 P O N電波2.9GHzから3.1GHzまで若しくは9.3GHzから9.5GHzまでを使用するもの又はP O N、Q O N及びV O N電波 2.9GHzから3.1GHzまで若しくは9.3GHzから9.5GHzまでを使用するものであること。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 設備規則第48条第1項第3号及び第7号イ並びに第2項第1号から第5号まで、第6号ハ(2)、第8号から第12号まで及び第14号の条件に適合するものであること。</p> <p>4 設備規則第48条第2項第13号に掲げる装置を備え付ける場合は、当該装置と連動して方位、位置、船舶認識等を得ることができること。</p> <p>[5 略]</p>

[注 略]

別表第一号 機器の構造及び性能の条件 (第2条関係)

機種	条件
[同左]	
船舶に設置する無線航行のためのレーダー	<p>1 P O N電波2.92GHzから3.1GHzまで、5.46GHzから5.65GHzまで若しくは9.32GHzから9.5GHzまでを使用するもの又はP O N、Q O N及びV O N電波2.92GHzから3.1GHzまでを使用するものであること。</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 設備規則第48条第1項第3号及び第7号イ並びに第2項第1号から第4号まで、第5号ハ(2)、第7号から第11号まで及び第13号の条件に適合するものであること。</p> <p>4 設備規則第48条第2項第12号に掲げる装置を備える場合は、当該装置と連動して方位、位置、船舶認識等を得ることができること。</p> <p>[5 同左]</p>

[注 同左]

別表第二号 機器 (航空機に施設する無線設備の機器を除く。)の機械的及び電氣的条件 (第2条関係)

機種	試験方法	条件
[略]		
船舶に設置する無線航行のためのレーダー	1 振動	<p>J I S F0812の「8.7 振動試験」によること。</p> <p>[1 略]</p> <p>2 始動してから4分経過したとき以後において、次の電氣的条件を満たすこと。</p> <p>(1) 周波数及び指定周波数帯は、設備規則別表第1号注29の条件に適合すること。</p>
	2 注水	<p>J I S F0812の「8.8 注水試験」によること。</p>
	3 連続動作	<p>デジタル選択呼出装置の機器の2に同じ。</p>

別表第二号 機器 (航空機に施設する無線設備の機器を除く。)の機械的及び電氣的条件 (第2条関係)

機種	試験方法	条件	
[同左]			
船舶に設置する無線航行のためのレーダー	1 振動	<p>J I S F0812の「8.7 振動試験」によること。</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 [同左]</p>	
	2 注水	<p>J I S F0812の「8.8 注水試験」によること。</p> <p>(1) 指定周波数帯の幅は、次表の左欄に掲げる使用周波数の区別に従い、同表の右欄に掲げる値の範囲内にあること。</p>	
	3 連続動作	<p>デジタル選択呼出装置の機器の2に同じ。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">使用周波数</td> <td style="width: 50%;">指定周波数帯の幅</td> </tr> </table>	使用周波数
使用周波数	指定周波数帯の幅		

4	温度	J I S F0812 の「8.2 高温 試験」及び「 8.4 低温試験 」によること。	
5	湿度	J I S F0812 の「8.3 高温 高湿試験」によ ること。	(2) スプリアス発射又は不要発射の強 度の測定は、設備規則別表第3号の 条件に適合すること。ただし、本測 定は、常温常湿のみの測定で可とす る。
6	その他	1から5までの 試験方法のほか 、別に告示する 試験方法により 試験を行うこと 。	[(3) 略] (4) 探知性能は、設備規則第48条第2 項第6号イ、ロ又はハ(1)の条件に適 合すること。 (5) 分解能は、設備規則第48条第2項 第7号の条件に適合すること。 [(6) 略]

[注 略]

別表第八号 機器の型式に関する記号 (第8条関係)

区分	内容		記号
[1~5 略]			
6 周波数	[略]		
	船舶に設置する無線航行 のためのレーダー	2.9GHzから3.1GHzまでの周波 数の電波を使用するもの	3
		9.3GHzから9.5GHzまでの周波 数の電波を使用するもの	9
[7~12 略]			

[注 略]

4	温度	J I S F0812 の「8.2 高温 試験」及び「 8.4 低温試験 」によること。	<table border="1"> <tr> <td>2.92GHzから3.1GHz まで</td> <td>100MHz</td> </tr> <tr> <td>5.46GHzから5.65GHz まで</td> <td>120MHz</td> </tr> <tr> <td>9.32GHzから9.5GHz まで</td> <td>110MHz</td> </tr> </table>	2.92GHzから3.1GHz まで	100MHz	5.46GHzから5.65GHz まで	120MHz	9.32GHzから9.5GHz まで	110MHz
2.92GHzから3.1GHz まで	100MHz								
5.46GHzから5.65GHz まで	120MHz								
9.32GHzから9.5GHz まで	110MHz								
5	湿度	J I S F0812 の「8.3 高温 高湿試験」によ ること。	(2) スプリアス発射又は不要発射の強 度は、設備規則別表第3号の条件に 適合すること。						
6	その他	1から5までの 試験方法のほか 、別に告示する 試験方法により 試験を行うこと 。	[(3) 同左] (4) 探知性能は、設備規則第48条第2 項第5号イ、ロ又はハ(1)の条件に適 合すること。 (5) 分解能は、設備規則第48条第2項 第6号の条件に適合すること。 [(6) 同左]						

[注 同左]

別表第八号 機器の型式に関する記号 (第8条関係)

区分	内容		記号
[1~5 同左]			
6 周波数	[同左]		
	船舶に設置する無線航行 のためのレーダー	2.92GHzから3.1GHzまでの周波数 の電波を使用するもの	3
		5.46GHzから5.65GHzまでの周波 数の電波を使用するもの	5
9.32GHzから9.5GHzまでの周波数 の電波を使用するもの		9	
[7~12 同左]			

[注 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記される。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

(特定無線設備等)

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

第二条 「同上」

〔一〕二十八の二の四 略

〔一〕二十八の二の四 同上

二十八の三 設備規則第四十八条第一項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないもの及び次号に掲げるものを除く。）

二十八の三 設備規則第四十八条第一項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないものを除く。）

二十八の四 設備規則第四十八条第一項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて、施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもの（船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないものを除く。）

〔新設〕

二十九 設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて、その空中線電力が五キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）

二十九 設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて、その空中線電力が五キロワット未満のもの

〔新設〕

二十九の二 設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）であつて、その空中線電力が二〇〇ミリワット以下のもの

〔三十〕七十五 略

〔三十〕七十五 同上

七十六 設備規則第四十五条の三の六においてその無線設備の条件が定められているVHFデータ交換装置であつて、船舶局に使用するもの

七十六 無線設備四十五条の三の六においてその無線設備の条件が定められているVHFデータ交換装置であつて、船舶局に使用するもの

七十七 設備規則第四十五条の三の七においてその無線設備の条件が定められているデジタル船上传信設備

七十七 無線設備四十五条の三の七においてその無線設備の条件が定められているデジタル船上传信設備

〔2〕略

〔2〕同上

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

別表第一号 「同上」

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 「同上」

〔1〕(2) 略

〔1〕(2) 同上

(3) 特性試験

(3) 「同上」

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 「同上」

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置 装 信 送											置 装 一				
総合周波数特性	搬送波電力	プレエンファシス特性	変調衝撃係数	調度	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	入射電力密度	比吸収率	空中線電力	強度	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数	二 試験項目		
低周波発振器	スペクトル分析器	直線検波器	低周波発振器	オシロスコープ	直線検波器又は変調度計	電界強度測定器	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器	スプリアス電力計又はスペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	三 測定器等		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
								○	○	○	○	○	設備 無線 四の 号の 十八 第二 条第 二項 第二 条第 二項 第二 条第 二項	四	特定無線設備の種別
								○	○	○	○	○	設備 無線 二の 号の 十九 第二 条第 二項 第二 条第 二項		
								○	○	○	○	○	設備 無線 二の 号の 十九 第二 条第 二項 第二 条第 二項		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		

置 装 信 送											置 装 一				
総合周波数特性	搬送波電力	プレエンファシス特性	変調衝撃係数	調度	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	入射電力密度	比吸収率	空中線電力	強度	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数	二 試験項目		
低周波発振器	スペクトル分析器	直線検波器	低周波発振器	オシロスコープ	直線検波器又は変調度計	電界強度測定器	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器	スプリアス電力計又はスペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	三 測定器等		
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]		
								○	○	○	○	○	無線設備 十九号の 第二 条第 二項	四	特定無線設備の種別
								[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]		
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]		

置 装 信 受											
総合歪及び雑音	電力計	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	送信速度	副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス
低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

置 装 信 受											
総合歪及び雑音	電力計	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	送信速度	副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス
低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

隣接チャネル選 択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオン ロスコープ	[略]				[略]
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	[略]				[略]
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	[略]				[略]
局部発振器の周 波数変動	周波数計	[略]				[略]
ダイエンフアン ス特性	低周波発振器 直線検波器	[略]				[略]
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	[略]				[略]

【注1～3 略】

【イ・ウ 略】

【一・三 略】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）
表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと
する。

【様式略】

【注1～3 略】

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証
明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表
に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種類	記号
[略]	
第2条第1項第28号の4に掲げる無線設備	RT
第2条第1項第29号に掲げる無線設備	UZ
第2条第1項第29号の2に掲げる無線設備	ST
[略]	

【5 略】

隣接チャネル選 択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオン ロスコープ	[同上]				[同上]
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	[同上]				[同上]
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	[同上]				[同上]
局部発振器の周 波数変動	周波数計	[同上]				[同上]
ダイエンフアン ス特性	低周波発振器 直線検波器	[同上]				[同上]
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	[同上]				[同上]

【注1～3 同上】

【イ・ウ 同上】

【一・三 同上】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）
【同左】

【様式同左】

【注1～3 同左】

4 【同左】

特定無線設備の種類	記号
[同左]	
第2条第1項第29号に掲げる無線設備	UZ
[同左]	

【5 同左】

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の様式又は書式により調製した用紙については、この省令の施行後においても、当分の間、使用することができる。この場合、第一条の規定による改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して使用することができる。

3 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第二条の規定による改正前の無線設備規則（以下「設備規則」という。）第四十八条に規定する船舶に設置する無線航行のためのレーダーの条件については、第二条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の際現に受けている第二条の規定による改正前の設備規則第四十八条に規定する船舶に設置する無線航行のためのレーダーに係る電波法（以下「法」という。）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

5 この省令の施行の際現に型式について総務大臣の行う検定（以下「型式検定」という。）に合格している第二条の規定による改正前の設備規則第四十八条に規定する船舶に設置する無線航行のためのレーダー（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の五に基づ

き型式検定を要しない機器とされたものを含む。）は、この省令の施行後においても、なお型式検定の合格の効力を有するものとする。